

「学校における働き方改革プラン」に基づく県教育委員会の取組状況一覧

資料3

プランにおける取組内容	令和2年度取組状況（実績）	令和3年度取組状況（予定）
（1）働きやすい環境の構築		
①教職員の意識改革		
ア 年次休暇利用促進	○年度初めと夏季休業前の2回、年次休暇の計画的な利用等について通知した。 【公立小・中学校】10.7日 【県立学校】12.8日	○年度初めと夏季休業前の2回、年次休暇の計画的な利用等について通知する。 ○年次休暇の取得日数の目標値 16日（特定事業主行動計画）
イ 学校閉庁日の実施	○学校閉庁日の設定状況を調査し、公表した。 【公立小・中学校】40/40市町村 【県立学校】79/80校	○学校閉庁日の設定状況を調査し、公表する。
ウ 業務改善に係る意識の醸成	○「学校における働き方改革～取組事例集～」の冊子を配布した。	○WLB通信を発行し、好事例を周知する。
エ 休暇制度・子育て支援制度の周知	○職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブックを作成・配布した。	○職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック及び特定事業主行動計画を周知する。
②弾力的な勤務時間の割振り	○教頭研修講座等において、修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制を周知した。	○教頭研修講座等において、修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制を周知する。
③教職員の勤務状況の把握の徹底	○県立学校の教職員の勤務状況について、4半期毎に教育委員会への提出を求め、全職員分を集計し、把握した。 ○「教職員勤務時間記録簿」について、修正入力が可能であるよう改善した。	○県立学校の教職員の勤務状況について、4半期毎に教育委員会への提出を求め、全職員分を集計し、周知する。 ○県立学校において令和4年度から開始する、ICカードを用いた校務支援システムによる勤務状況の把握について、一部学校で先行的に実施する。
④教職員のメンタルヘルス対策の充実	○公立学校共済組合におけるメンタルヘルス対策事業を実施した。 心とからだの健康相談 9事業、延べ24,007人 職場の健康支援事業 16回、386人 職場で取り組む教職員のストレスチェック事業 35校、74人 復職支援プログラム 延べ52人 ○県立学校において、希望者に対し、健康管理医による健康相談を実施した。 ○一定の長時間労働を行った職員に対し、健康管理医による健康相談を実施し、必要に応じ臨時の健康診断を実施した。 ○青森県立学校職員ストレスチェック制度実施要項を定め、実施体制を整備するとともに、全ての県立学校において、ストレスチェック及び面接指導を希望する高ストレス者に対し医師による面接指導を実施した。	○公立学校共済組合と連携し、面談・電話・ウェブによる相談事業、カウンセラー等の派遣事業、セミナー及び管理監督者対象の研修会開催事業、復職支援プログラム事業、希望する小中学校対象のストレスチェックを実施する。 ○県立学校において、希望者に対し、健康管理医による健康相談を実施する。 ○一定の長時間労働を行った職員に対し、健康管理医による健康相談を実施し、必要に応じ臨時の健康診断を実施する。 ○前年度の反省点を踏まえてストレスチェック実施体制を見直すとともに、令和3年度も、全ての県立学校において、ストレスチェック及び面接指導を希望する高ストレス者に対し医師による面接指導を実施する。
⑤地域の人材の有効活用		
ア 地域学校協働活動の充実	○学校を核とした地域づくり推進事業「地域学校協働本部構築モデル事業」において、県内で設置例がない、または事例が限られている形態の地域学校協働本部の設置について指導助言を行うとともに、学校・家庭・地域連携協働推進事業「放課後子ども総合プラン指導員等研修」を6地区で開催し、地域学校協働活動の充実を図り、その体制づくりを支援した。 【地域学校協働本部設置形態】 ①コミュニティ・スクールを導入している市町村に本部を設置（むつ市） ②公民館に本部を設置（黒石市） ③中学校区に本部を設置（鶴田町、風間浦村）	○学校を核とした地域づくり推進事業「地域学校協働本部構築モデル事業」の実施や教職員研修、本部未設置市町村へのサポートを行う。また、学校・家庭・地域連携協働推進事業「放課後子ども総合プラン指導員等研修」を6地区で開催し、地域学校協働活動の充実を図り、その体制づくりを支援する。
イ 学校支援ボランティアと教員の情報交換	○学校を核とした地域づくり推進事業「地域と学校のコラボレーション研修」を県内4地区で開催（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、2地区で開催中止）し、地域学校協働活動に係る知識と理解を深めるとともに、地域と学校をつなぐために必要なコーディネートの在り方及び学校・地域双方に求められる役割について学ぶ機会を創出した。	○学校を核とした地域づくり推進事業「地域と学校のコラボレーション研修」を県内6地区で開催し、地域学校協働活動に係る知識と理解を深めるとともに、地域と学校をつなぐために必要なコーディネートの在り方及び学校・地域双方に求められる役割について学ぶ機会を創出する。

プランにおける取組内容	令和2年度取組状況（実績）	令和3年度取組状況（予定）
ウ 学校評議員や学校運営協議会の活用	○特別支援学校では、平成30年度から段階的に導入を進め、令和2年度までに3校でコミュニティ・スクールを導入している。 森田養護学校（平成30年度～） 弘前聾学校（令和元年度～） 八戸高等支援学校（令和元年度～）	○コミュニティ・スクールの導入校においては、学校運営協議会で出された意見等を整理し、理解啓発に向けた情報発信の強化等の検討や計画に基づき、具体的な取組を推進する。 ○コミュニティ・スクール連絡協議会を開催し、導入の効果・課題を整理しながら今後の学校運営や地域連携、県民への周知等の在り方等について協議する。 ○令和3年度は、新たに5校を加えて実施する。 黒石高等学校（統合により市内に1校となる高等学校） 青森第一高等養護学校（寄宿舎併設の知肢併置校） 浪岡養護学校（病院併設の病弱特別支援学校） 八戸盲学校（八戸聾学校と校舎共有） 八戸聾学校（八戸盲学校と校舎共有）
⑥専門スタッフの活用		
ア スクールカウンセラーの配置及び速やかな派遣	○児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等への相談活動等を行うスクールカウンセラーの配置及び速やかな派遣（緊急派遣を含む）を行った。 ○令和2年度から、小中連携配置である同一中学校区の学校間でスクールカウンセラーの配置日時（時間）の交換等を可能とした。 【公立小・中学校】 ・県内全ての公立小中学校に配置した。 【県立学校】 ・県立中学校1校、県立高校7校 計8校へ配置した。	【公立小・中学校】 ・県内全ての公立小中学校に配置する。（市町村独自配置を含む。） ・小中連携配置である同一中学校区の学校間でスクールカウンセラーの配置日時（時間）の交換等、スクールカウンセラーの効率的・効果的な活用を促進する。 【県立学校】 ・定期派遣校として9校に配置する。 （県立中学校1校、県立高校7校、特別支援学校1校） ・その他の学校は要請に応じて派遣する。
イ スクールソーシャルワーカーの配置及び速やかな派遣	○スクールカウンセラーと同一日に勤務できる日を定期的に設けるなど、スクールカウンセラーと連携した。 ○福祉や医療などの関係機関と学校との連携について助言や支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置及び速やかな派遣を行った。 【公立小・中学校】 ・全ての公立中学校区に対応した（中核市は除く）。 【県立学校】 ・県立高校6校に配置した。	○スクールカウンセラーと同一日に勤務できる日を定期的に設けるなど、スクールカウンセラーと連携して問題の改善を図る。 ○福祉や医療などの関係機関と学校との連携について助言や支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置及び速やかな派遣を行う。 【公立小・中学校】 ・全ての公立中学校区に対応する（中核市は除く）。 【県立学校】 ・県立高校6校に配置する。
ウ 部活動指導員の配置	【運動部】 ・県立中学校1人、県立高校3人、公立中学校11市町村33人を配置した。 【文化部】 ・令和3年度から、文化部活動の指導に係る負担が特に大きいと認められ、教職員の負担軽減に取り組むために配置を希望する県立学校3校に1名ずつ配置することとした。	【運動部】 ・部活動指導に係る負担が大きい学校に部活動指導員を配置し、負担軽減を図る。 県立中学校1名、県立高校6校各1名、公立中学校13市町村35名 【文化部】 ・文化部活動の指導に係る負担が特に大きいと認められ、教職員の負担軽減に取り組むために配置を希望する県立学校3校に1名ずつ配置する。 （青森東高校、五所川原高校、八戸工業高校）
エ スクール・サポート・スタッフの配置	【公立小・中学校】 ・14人を配置した。 【県立学校】 ・特別支援学校に15人を配置した。 ※このほか、新型コロナウイルス感染症対策に係るスクール・サポート・スタッフを小・中学校及び特別支援学校に配置した。	【公立小・中学校】 ・24人を配置する。 【県立学校】 ・県立高校に6人、特別支援学校に20人（各校1名）を配置する。 ※このほか、新型コロナウイルス感染症対策のため、小・中学校に配置する。
オ 学校図書館サポーター、スクールライフサポーターの配置	【学校図書館サポーター】 ・県立高校8校に配置した（8校のうち2校は兼務）。 【スクールライフサポーター】 ・県立高校3校に配置した。	【学校図書館サポーター】 ・県立高校8校に配置する（8校のうち2校は兼務）。 【スクールライフサポーター】 ・県立高校3校に配置する。
カ スクールロイヤールの導入検討	○市町村教育委員会及び県立学校へのアンケート調査を実施し、令和3年度当初予算において「学校等における法務相談体制整備事業」として事業化した。	○定期相談会（年3回）や学校等への派遣等を実施する。
(2) 部活動による負担の軽減		
①部活動の指針の定着等		
ア 「望ましい児童スポーツ活動に向けた取組に関する報告書」に基づく取組の促進	○県が作成した報告書を基に、各市町村が地域の実態に合わせて取り組んだ。	○運動部活動調査を実施し、各市町村の状況を把握するとともに、地域の実態に合わせた体制づくりが進められるよう、必要に応じて助言する。

プランにおける取組内容	令和2年度取組状況(実績)	令和3年度取組状況(予定)
イ 「部活動の指針」を踏まえた体制整備等に向けた働きかけ	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「運動部活動の指針」について、部活動の指導者をはじめ、学校管理職等に周知し、児童生徒のスポーツ活動及び部活動の指導体制の充実を図るため、「運動部活動の在り方に関する研修会」を開催した。 「部活動の指針」を踏まえ、令和2年度に見直しを行った部活動指導手当について、県立学校長会議及び市町村教育委員会教育長会議で周知を行った。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、市町村教育委員会及び県立学校に対して継続的に働きかけを行った。 	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「運動部活動の在り方に関する研修会」を開催し、学校管理職及び部活動の指導者等に「運動部活動の指針」を周知することで学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、市町村教育委員会及び県立学校に対して継続的に働きかける。
②部活動数の精選	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における部活動の設置について、部活動数の精選や合同部活動等の実施について、必要に応じて助言した。 	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動部活動調査の結果や地域の実情を踏まえ、合同部活動の実施や地域と協働した部活動の実施について助言する。 運動部活動の在り方に関する研修会等を通じて、各学校における部活動の指導・運営体制の整備を働きかける。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校から相談があった場合、必要に応じて助言する。
③活動内容の制限		
ア 学校における活動内容の制限に当たっての助言	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動部活動調査を実施し、活動状況を把握した。 学校が活動内容を制限するに当たって、県中体連、県高体連、県高野連との調整が必要な場合には、教育委員会が必要に応じて助言した。 	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動部活動の指針に基づいた、適切な活動時間や休養日の設定、大会の参加数などを運動部活動調査により把握する。 校長会、県中体連、県高体連、県高野連等と活動状況について情報共有を図るとともに、市町村教育委員会に対して必要に応じて助言する。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高文連との調整が必要な場合には、必要に応じて助言する。
イ 効果的な指導方法に係る研修	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動部活動の在り方に関する研修会を開催し、部活動指導者や管理職を対象に指導法や適切な運営体制の整備について研修した。 	<p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動部活動の在り方に関する研修会では、スポーツ医科学ネットワークを活用し、コンディショニング作りや安全管理に関する研修を実施する。 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、高文連と連携して対応する。
(3) 成績処理等の効率化		
①校務へのICT活用の推進		
ア 県立学校における統合型校務支援システムの導入	<p>○プロポーザルを実施し、最優秀提案者を決定した上で、契約を締結した。</p> <p>○システムの構築が完了し、令和3年3月からモデル校における試行稼働を開始した。</p>	<p>○令和4年度からの本稼働を滞りなく行うため、令和3年12月までモデル校における試行稼働を、令和4年1月から全校における試行稼働を行う。</p>
イ 市町村教育委員会との連携	<p>○統合型校務支援システムに係る県と市町村との共同利用・運用について、市町村対象の説明会を実施した。</p>	<p>○市町村に対する意向調査の結果を受けて、今後の県の対応案を検討し、令和3年6月又は7月頃に、市町村に対して説明会を実施する。</p>
ウ 教員の情報活用能力の向上	<p>○利用可能なICT技術について、関連講座の実施や講師派遣を通して教員の情報活用能力の向上を図った。</p>	<p>○児童生徒1人1台の情報端末の整備を踏まえ、教員のICT指導力を高めるため、令和3年度から開始する、小中学校・高等学校・特別支援学校の各校種におけるICTを活用した確かな学力向上事業により、実践事例や学習教材コンテンツ等を蓄積・共有できるよう体制を構築する。</p>
②職員ポータルシステムの活用		
ア 「インフォメーション」機能等の活用	<p>○新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中に、児童生徒の登校状況やスクールバスの運行状況等を把握するために、全ての特別支援学校を対象として、アンケート機能により日々の状況調査を行った。</p>	<p>○県立学校への連絡事項等については、「ウェブメール」等ポータルシステムを活用する。</p>
イ 「文書管理」機能の活用	<p>○情報公開制度や行政文書分類基準表などのフォルダを整備し、学校における資料閲覧の利便性向上を図った。</p>	<p>○フォルダを整備し、学校における資料閲覧の利便性向上を図る。</p>

プランにおける取組内容	令和2年度取組状況（実績）	令和3年度取組状況（予定）
③報告書の様式等の簡素化 ア 様式、事務手続の簡略化 イ 報告の簡略化（かがみ文書の省略等） ウ 電子メール、FAXでの提出	○照会への回答等では可能な限り簡略化し、書類の作成及び差替えに時間が掛からないようにした。 ○事業に係る提出書類のうち、一部について様式を簡略化した。 ○報告書を送付する際のかがみ文書を省略するなど、報告を簡略化した。 ○給与関係の調査は、かがみ文書の提出は不要とする一文を通知文に記載した。 ○市町村教育委員会及び県立学校等に対して、各種報告・調査の回答に係るかがみ文書は省略できるものがあることを周知した。 ○可能な限り照会への回答等において電子メールやFAXでの書類提出を実施した。 ○給与関係の調査は、電子メールのみでの提出とし、紙媒体での提出を不要とした。	○定めている様式や事業に係る提出書類の簡略化を検討する。 ○照会への回答等では可能な限り簡略化し、書類の作成及び差替えに時間が掛からないようにする。 ○報告書を送付する際のかがみ文書を省略する。 ○給与関係の調査は、かがみ文書の提出は不要とする一文を通知文に記載する。 ○市町村教育委員会及び県立学校等に対して、各種報告・調査の回答に係るかがみ文書は省略できるものがあることを周知する。 ○可能な限り照会への回答等において電子メールやFAXでの書類提出を実施する。
④調査内容・方法等の見直し ア 調査の精選 イ 回答様式の電子データ化、回答方法の工夫等 ウ 調査時期や内容等の一覧作成 エ 学校からの届出・報告の見直し オ 電子申請・届出システムの活用	○調査内容の簡略化について検討し、簡略化可能なものは簡略化した。 ○電子データ様式による回答を基本としたほか、県立学校への簡易な調査については、ポータルシステムのアンケート機能を活用するなど、回答方法の簡略化を図った。 ○県立学校への調査について、事務局が集計し、学校での集計作業を省略した（在宅勤務アンケート）。 ○調査依頼のメールを送付する際に、今後の大まかなスケジュールについて記載した。 ○学校が計画的に回答できるよう、調査時期や内容等に係る一覧について検討した。 ○市町村教育委員会（小中学校）に対するものについて、教育事務所から提出物・時期等の一覧を事前に発出した。 ○電子申請・届出システムを活用しているものは、継続して実施した。	○調査内容の簡略化について検討する。 ○調査事項を見直し、削減する。必要性の低いものについては廃止を検討する。 ○運動部活動調査の調査項目を見直し、回答の簡略化を進める。 ○回答様式を電子データ化するなど、回答方法を工夫する。 ○市町村教育委員会に対しても、回答様式を簡略化し、見直しする。 ○県立学校への簡易な調査については、ポータルシステムのアンケート機能を活用する。 ○運動部活動調査の回答様式を電子データ化し、学校による集計作業を省略する。 ○学校が計画的に回答できるよう、調査時期や内容等に係る一覧を作成し、調査内容等を事前に周知する。 ○調査依頼のメールを送付する際に、今後の大まかなスケジュールについて記載する。 ○学校からの届出及び報告書について、必要性等を改めて検討し、見直しする。 ○データの提出や会議などの参加申込に電子申請・届出システムを活用する。
⑤事務処理の効率化 ア 市町村教育委員会が事務処理の効率化を進める際の支援 イ 特別支援教育就学奨励費システムの整備	○市町村教育委員会が事務処理の効率化を進めるに当たって、必要に応じて助言等の支援を行った。 ○「特別支援教育就学奨励費システム」を全特別支援学校に導入し、早く正確な事務処理を可能とするほか、事務担当者の負担軽減を図った。	○市町村教育委員会が事務処理の効率化を進めるに当たって、必要に応じて助言等の支援を行う。 ○「特別支援教育就学奨励費システム」により、事務担当者の負担軽減を図る。

プランにおける取組内容	令和2年度取組状況(実績)	令和3年度取組状況(予定)
(4) 外部対応による負担軽減		
① 校外の会議・研修の見直し		
ア 会議・研修会等の精査	<p>○県教育委員会と市町村教育委員会がそれぞれ実施している会議・研修会等について、令和3年度から次のとおり縮減することとした。</p> <p>【初任者研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地研修 年間240時間～300時間→年間180時間～240時間 ・ 県総合学校教育センターが行う校外研修 12日→6日に縮減。 ・ 市町村教育委員会が行う「ふるさとの研修」 初任者研修の対象外とした。 ・ 教育事務所が行う校外研修 宿泊研修を廃止するなどして、11日→6日に縮減。 <p>【中堅教諭等資質向上研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後期研修 3日間の社会体験研修を廃止するなどして、日程を縮減。 校内研修：7日→5日、校外研修：11日→8日 	<p>○県教育委員会と市町村教育委員会がそれぞれ実施している会議・研修会等について、見直しの必要がないか内容を精査する。</p> <p>○初任者研修等法定研修の縮減に向けて、教員等資質向上推進協議会において検討する。</p> <p>○教育事務所ごとに行っていた研修会を合同開催や隔年開催にするなど開催方法を見直す。</p> <p>○一部の悉皆研修を除いて、希望研修に見直しする。</p>
イ 県総合学校教育センター研修講座のサテライト化、アウトリーチ化の検討	<p>○新型コロナウイルス感染症感染防止対策も含め、アウトリーチしたものは、オンライン会議・PC会議システムを活用した。</p>	<p>○アウトリーチしたものは、オンライン会議・PC会議システムを活用する。</p>
ウ PC会議システムの活用	<p>○新型コロナウイルス感染症感染防止対策も含め、会議への参加に係る移動時間の軽減等を図るため、オンライン会議などPC会議システムを活用した。</p>	<p>○会議への参加に係る移動時間の軽減や、効率化を図るため、PC会議システムの活用を推進する。</p>
② 学校訪問指導に係る負担の軽減		
ア 学校訪問の際に準備する書類の周知徹底	<p>【公立小・中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育事務所では、それぞれ作成している冊子に必要な書類を明記し、校長会議、教頭会議等で説明を行った。 <p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校訪問を実施する際に準備する書類を周知徹底した。 	<p>【公立小・中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育事務所では、それぞれ作成している冊子に必要な書類を明記し、校長会議、教頭会議等で説明する。 <p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校訪問を実施する際に準備する書類を周知徹底する。
イ 学習指導案の事前提出廃止	<p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導案の事前提出をやめ、当日準備とした。 	<p>【公立小・中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村教育委員会の考えに基づき対応する。 <p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導案の事前提出をやめ、当日提出とする。
ウ 助言者の人数や訪問回数の削減、訪問時間の短縮	<p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校：コロナ禍もあり、学校訪問回数、訪問人数、訪問時間を減少・短縮した。 ・ 特別支援学校：訪問校を約半分に削減し、全20校中11校とした。 (2年で全ての特別支援学校を訪問) 	<p>【公立小・中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容の削減等、負担軽減を検討する。 <p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校：助言者の人数の削減や、訪問時間の短縮を検討する。 ・ 特別支援学校：更なる負担軽減を検討する。
③ 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減		
ア 組織的に対応するために必要な情報の提供	<p>○研究協議会等を活用した管理職員等への情報提供方法・内容を検討した。</p> <p>○市町村教育委員会及び県立学校へのアンケート調査を実施し、令和3年度当初予算で「学校等における法務相談体制整備事業」として事業化した。</p>	<p>○研究協議会等を活用して管理職員等へ情報提供する。</p> <p>○定期相談会(年3回)や学校等への派遣等を実施する。</p>
イ 教職員の相談に応じる体制の整備に係る検討	<p>○市町村教育委員会及び県立学校へのアンケート調査を実施し、令和3年度当初予算において「学校等における法務相談体制整備事業」として事業化した。</p>	<p>○学校運営上のトラブルに関する相談窓口を検討する。</p> <p>○定期相談会(年3回)や学校等への派遣等を実施する。</p>
ウ スクールロイヤールの導入検討	<p>○市町村教育委員会及び県立学校へのアンケート調査を実施し、令和3年度当初予算において「学校等における法務相談体制整備事業」として事業化した。</p>	<p>○定期相談会(年3回)や学校等への派遣等を実施する。</p>

プランにおける取組内容	令和2年度の実績	令和3年度の実績
④学校給食費等の公会計化	○各都道府県教育委員会の動向等を踏まえ、具体的に検討した。	○各都道府県教育委員会の動向や先進事例等の情報提供を行うなど、必要に応じて助言する。